

京都情報学園 役員報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、京都情報学園の理事長・理事・監事および評議員（以下「役員等」という）の報酬および手当について定める。

(役員報酬)

第2条 役員等の報酬についてはこれを支給しない。

(退職金)

第3条 役員等の退職金手当についてはこれを支給しない。

(特別手当および慰労金)

第4条 特に功労のあった役員等に対しては、理事会の決議を経て特別手当または退職時に慰労金を支給することがある。その金額についてはその都度定める。

(改 廃)

第5条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

附 則

1 この規程は、2016年4月1日より施行する。